

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令第5日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エリトリア	食糧援助に関する日本国政府と エリトリア国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	450,000千円 H23.3.31まで	H23.1.21 アスマラ で (同日)	日本側 高田稔久在エリト リア大使 エリトリア側 ベルハネ・ アブラレハ門務大臣	H23.2.8 29号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。